

## 別表十（二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人で国家戦略特別区域法第27条の3（課税の特例）に規定する法人（以下「指定法人」といいます。）に該当するものが措置法第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で指定法人に該当するものが措置法第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法

人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額6」には、措置法令第37条第2項及び第4項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第2項に規定する軽減対象所得金額又は措置法令第39条の90の2第2項及び第4項（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）の規定により計算した軽減対象連結所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。